

【通達】

2016年4月11日

従業員各位

株式会社エムエムインターナショナル
代表取締役社長 橋本修一

(新) 取引業者との関わり方について

日々の業務有難うございます。

今後、積極的に外部営業活動を進めていく中、各協力会社や取引先様との関係を適正に推進して行く事が大切です。取引上優位に業務を図る為、お取引様から被接待及び社内情報収集等もこの先考えられます。ここで接待・被接待があった場合の手続きを明確にし、公平・公正な関係を築く為、新たに要領の改訂を致します。

1. 原文 (2014年9月9日作成要領)

1) 接待を受ける・する行為は原則禁止とする。

- 業務上接待を受ける・する場合は所定の申請書にて事前申請&報告を行うこと。
接待の基準は1名あたり5,000円を超えた場合に該当する。

- 喫茶及び昼食については会議費用として計上すること。

2) 社内情報の取扱いには十分注意すること。

- 社内の状況（人事情報など）をむやみやたらに話さない。
- 誤解を招くような事柄は伝えない。

上記のルールに反する接待や被接待があった場合は、取引先からの不当な報酬・贈与等を受けたとみなし懲戒規程に基づき処分する場合があります。

2. 改定箇所

「接待の基準は1名あたり5,000円を超えた場合に該当する」を改定し下記内容とする。

- ・業務上接待を受ける場合は、全ての内容を申請書で事前申請又は事後報告する。
- ・業務上接待をする場合は、1名あたり5,000円を超えた場合に該当する。

3. 改定理由

これまで、接待を受けた場合でも5,000円以内であれば事前申請又は事後報告が不要である事を改め、全ての被接待を明らかにし、接待を受けない環境を醸成する。

4. 実施日

2014年9月9日付け要領は廃止し、2016年4月11日から(新)要領を施行する。